

令和元年度

第 8 回 第二農地部会定例会議事録

令和元年 11月28日 (木)

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

令和元年度 第8回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和元年 11月 28日 (木) 午後 2時
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

1番 大 瀧	勇	2番 滝 沢	記 一	3番 村 松	勝 藏
4番 佐 藤	正 雪	5番 笹 川	慶 一 郎	6番 金 井	薫
7番 西 條	弘 子	8番 岸 田	健	9番 秦 正	敏
11番 金 澤	稔				

2 欠席委員

10番 望月 博

3 職務のため出席した事務局員

安塚区駐在室	班 長	上原 一夫		
浦川原区駐在室	主 事	中嶋 慧斗		
大島区駐在室	班 長	春谷 正明		
牧区駐在室	副主任	上原 敏明		
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任	諏訪部 太
大潟区駐在室	主 任	小林 貴広		
頸城区駐在室	副主任	近藤 宏一		
吉川区駐在室	副主任	佐野 謙一		
三和区駐在室	主 任	上田 良広		

4 番 外

・農地利用最適化推進委員

大滝正秋(浦川原区)

小池孝志(柿崎区)、上野登(〃)、宮川武彦(〃)

細谷正夫(大潟区)

関川貞行(頸城区)

上野栄一(吉川区)、天明伸浩(〃)

※ 欠席・・・山口利一(安塚区)、秋山文雄(〃)、津幡徹重(〃)

西山学(浦川原区)

山岸健二(大島区)、高橋三登一(〃)、岩野文義(〃)

長瀬一成(牧区)、米川尚登(〃)、上原正彦(〃)

長井恒夫(柿崎区)

山本誠信(頸城区)、大澤純男(〃)

前山明(三和区)、澤田清一(〃)、福原弥(〃)

・その他・・・なし

5 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

7番 西條 弘子 8番 岸田 健

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

② 浦川原区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

③ 大島区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

④ 牧区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

⑥ 大潟区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 3 号 農用地利用集積計画変更について

⑦ 頸城区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

⑧ 吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

⑨ 三和区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

6 会議

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時00分</p> <p>まず、会議に入ります前に、議案の訂正をお願いします。</p> <p>本日定例会の次第、6. 議事のなかで⑦頸城区管内分「報告第1号」とありますが、「報告第2号」に訂正をお願いします。⑧吉川区議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」とありますが、「農地法第4条第1項許可申請について」の誤りでありますので訂正をお願いします。なお、同じく吉川区駐在室管内分の表紙も議案第2号につきましても「農地法第4条第1項許可申請について」に訂正願います。</p> <p>それでは定刻になりましたので、これより令和元年度第8回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】</p> <p>会に先立ちまして、大瀧部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(大瀧部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、これよりは農業委員会会議規則により、大瀧部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】</p> <p>それでは事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、望月委員から欠席届が出されていますが、その他の委員にはご出席いただいておりますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】</p> <p>次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>7番西條委員、8番岸田委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】</p> <p>議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。</p> <p>7番西條委員の発声をお願いします。</p> <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>

議 長	<p>【6. 議事】</p> <p>これより、議案等の審議に入りますが、まず、今月ご案内した議案審議の前に、先月の部会定例会で議決が保留となっている三和区の議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」の現況調査結果について報告しご審議をお願いします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>三和区駐在室です。お手元にお配りしました資料の 10 月定例会三和区駐在室管内分、利用状況調査に基づく非農地判断をご覧ください。</p> <p>10 月定例会三和区駐在室管内分の議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」整理番号 11 番をご説明いたします。</p> <p>10 月の審議では、現況地目が「宅地」となっており、これは農地転用の手続きが必要なものなのか、現地を確認したうえでご判断いただくこととなっていましたので、私から現地調査の結果をご報告いたします。</p> <p>現地は、土地の北側に住宅が建てられており、住宅の南西側には蔵が確認できましたので、税務の担当に建築年月日、課税状況を確認しました。住宅は、平成 26 年 10 月に建築されたことが分かり、蔵については、建築年月は不明でありました。宅地として利用されたのは、昭和 40 年頃からで、宅地課税もその頃からなされていたのではないかと、との回答でありました。森林化したものと誤った判断をしてしまい、適切でなかったため、今後このようなことがないよう十分注意いたします。宅地として利用されているため、過去に転用手続きを済ませている土地であるか、確認等を進めたいと考えています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件は原案通り非農地と判断することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、議案記載の土地は農地に該当しないものと決定いたします。</p>
議 長	<p>《安塚区駐在室の議案》</p> <p>それでは、安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>

安塚区 駐在室	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」をご説明いたします。1 頁をご覧ください。</p> <p>議案番号 2105 番の 1 件です。譲受人、譲渡人、申請農地は議案書のとおりです。契約内容は、売買による所有権移転です。</p> <p>権利移動の事由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は転居するにあたり経営規模を縮小するために売買するものとなっております。</p> <p>詳細は、議案書に添付しました調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
村松委員	<p>譲受人は病気のため、すべての田を手放されたとお聞きしたが、今後その農地の取り扱いはどうなるのでしょうか。</p>
安塚区 駐在室	<p>すべて手放したわけではなく一部は自作しています。</p>
村松委員	<p>それでは、現在所有の耕作面積はどれほどですか。</p>
安塚区 駐在室	<p>およそ 3 反部くらいです。</p>
村松委員	<p>了解しました。</p>
議 長	<p>他になければ、本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>2 頁をご覧ください。1 の利用権設定ですが、3 年を超え 6 年以内が 1 件、借り手 1 人、貸し手 1 人です。利用権を設定する土地は、田 19 筆 5,002 m²、再設定 1 件です。3 頁をご覧ください。賃借料ですが、10a 当たりの金額でなく、契約面積 5,002 m²で現金 2 万円とコシヒカリ玄米 60 k g を支払う契約となっております。</p>

議 長	<p>ります。</p> <p>この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
	<p><議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p>
議 長	<p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。</p> <p>4 頁をご覧ください。1 の権利の設定ですが、5 年以上 10 年以内が 1 件で、借り手 1 人、権利を設定する土地は、田 1 筆 1,900 ㎡です。</p> <p>詳細については、5 頁をご覧ください。この計画は人・農地プランに登載された担い手が農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>浦川原区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>《浦川原区駐在室の議案》</p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> <p>1頁の報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知」件をご報告いたします。</p> <p>契約内容は農業経営基盤強化促進法第18条に基づく賃貸借契約です。整理番号2568において、借り人の労力不足により解約し、再度他者に貸し付ける予定ものです。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大島区 駐在室</p> <p>議 長</p>	<p>《大島区駐在室の議案》</p> <p>次は大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>説明前に、本日お手元に追加資料といたしまして、農地法第3条調査書を配布させていただきましたので、お願いします。</p> <p>それでは、1頁の議案第1号「農地法第3条許可申請について」番号2902番1件を説明いたします。譲受人、譲渡人、申請農地は議案書のとおりです。契約内容は、売買による所有権移転です。権利移動の事由は、譲渡人については、遠方に居住しているため農業を辞めたこと、譲受人は経営規模の拡大です。</p> <p>本案件について、本日お配りした「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。説明は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p>	
議 長	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>説明に入ります前に、案書の訂正をお願いします。3 頁の整理番号について 2967 番に訂正をお願いします。併せて 4 頁の整理番号を 2968 番へ訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。</p> <p>それでは、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」利用権設定 2 件を説明いたします。議案書 2 頁をご覧ください。</p> <p>利用権設定の内訳は、3 年以内が 1 件、3 年を超え 6 年以内が 1 件、合計 2 件です。借り手 2 人、貸し手 2 人で利用権を設定する土地は、田 8 筆：10,220 m²で、新規 2 件です。</p> <p>新規の利用権設定についてご説明いたします。</p> <p>3 頁、番号 2967 番及び 4 頁番号 2968 番は貸し手の労力不足のため、地域の認定農業者に貸し付けるものです。</p> <p>なお、これら利用権設定 2 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

<p>議 長</p> <p>大島区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p><u><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、1件の説明をいたします。</p> <p>5頁をご覧ください。号2910番の契約内容については、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由については、借受人の労力不足で、返還後の利用計画は他者への貸付予定であり現在調整中です。説明は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>牧区 駐在室</p> <p>議 長</p>	<p><u><<牧区駐在室の議案>></u></p> <p>次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u><議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。1の利用権設定、期間3年以内が1件、3年を超え6年以内が3件、6年を超え10年以内が1件、借り手5人、貸し手5人、利用権を設定する土地は田22筆14,577㎡、畑2筆498㎡で再設定3件、新規2件です。</p> <p>新規2件の内、3頁の議案番号3495は、これまで円滑化事業で牧農林公社に貸付されていましたが、貸付期間が満了となり、今後の円滑化事業の廃止を見込んで、県の農林公社に貸し付けするものです。</p> <p>4頁の議案番号3498番はこれまで自作していた貸人が、高齢により経営縮小することから、地域の担い手として坪山地内の農地を借り受けている借り手に貸付するものです。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいた</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>牧区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>します。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> <p>5頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、整理番号3309番、3310番の2件を受理しましたので報告いたします。</p> <p>いずれも合意による解約で、返還後の利用計画は「他者に貸付予定」です。以上でございます。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>(特に質問等がないようですので、)本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>柿崎区 駐在室</p>	<p>《<u>柿崎区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><議案第1号 農地法第3条許可申請について></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案説明に入る前に、調査資料の一部訂正をお願いします。「農地法第3条調査書」は2件とも【第2条第1号】全部効率利用要件の作付予定作物の確認欄を水筒と記入しておりますが、水田に作付ける稲ですので、「筒」から「稲」に訂正をお願いします。誠に申し訳ありません。</p> <p>では、1頁の議案第1号「農地法第3条許可申請について」を説明いたします。提案2件とも、すでに農業者年金受給に伴い、現経営者に親から後継者移譲</p>

	<p>し、現在は使用収益権設定中の案件です。</p> <p>経営移譲の際は「使用貸借権の設定」でありました。ご存じのとおり使用貸借権の設定は、農業者年金でいう「特定処分対象農地」としての制限がありますことから、今般改めて処分の許可申請がなされたものです。</p> <p>整理番号 3702 番は土地の所有者である親から現耕作者である子への贈与による所有権移転です。整理番号 3703 番は、改めての 10 年間の使用貸借権の設定であります。この案件についての申請農地等は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人の状況については、議案書の最後に付した調査書のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
	<p><議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について></p>
議 長	<p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区	<p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。</p>
駐在室	<p>議案書は 2 頁をご覧ください。整理番号 3703 番は、鉄工業を営む譲受人の取扱い量の増加に伴い、工場に近接する申請地に資材置場を新たに求めるものです。</p> <p>申請者は、折からのオリンピック景気もあって、主に関東方面への大型鉄鋼材の出荷が急増しており、柿崎工場での新たな資材・製品置場を探していたところ、工場に近接する当該地の所有者から、近年高齢になって思うように耕作もできなくなり、畑に雑草が生い茂るようになってしまった。雑草を生やして近隣に迷惑をかけるよりもよい活用方法はないものかと相談があって、双方の思惑が一致したことから、今回申請の運びとなりました。</p> <p>台帳上は 45 平方メートルとなっておりますが、現地は 160 平方メートルほどに分伸びしており、資材置場としても十分活用できる面積を擁しております。</p> <p>また、将来的には当該申請地に隣接する雑種地との一体活用の計画も持っていることではありますが、現段階では一体活用での申請とはなっておりま</p>

	<p>せん。</p> <p>3 頁に位置図、4 頁に土地利用計画図を添付しましたので、ご確認ください。</p> <p>申請地は、農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、許可基準「か(ア)」に該当する第 2 種農地に該当します。</p> <p>本件については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、転用計画についても妥当なものと判断いたしましたので、許可要件である立地基準、一般基準ともに満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>議案書は 5 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内訳は、期間 3 年以内が 2 件、3 年を超え 6 年以内が 9 件、6 年を超え 10 年以内が 8 件、10 年超はなしで合計 19 件、借り手 13 人、貸し手 18 人で、利用権を設定する土地は、田が 49 筆 103, 825 m²、畑は 810 m²です。</p> <p>再設定 18 件、新規 1 件です。利用権移転はなし、所有権移転は 1 件です。詳細については、5 頁から 11 頁に掲載いたしました。</p> <p>それでは、新規の利用権設定である整理番号 3956 番についてご説明いたします。本件については、用水管理上の都合により隣接の譲受人に耕作権を設定することで、互いの水利管理の利便性が向上して生産性の向上に資することから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいた</p>

	<p>します。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</u></p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>12頁の番号3735番から3745番までの11件になります。いずれも高齢化・労力不足による合意解約であります。整理番号3738番、3740番、3742番以外は休耕となるとの報告であります。他の耕作者がいないものか農家組合に働きかけたいと考えております。</p> <p>整理番号3742番は地主耕作とはなっていますが、地権者自身高齢で自ら耕作することは難しい中、現在他の耕作者を探しているとのことを聴いております。追って利用権設定の案件のご審議をお願いすることになると思います。詳細は12頁と13頁をご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u>＜大潟区駐在室の議案＞</u></p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、</p>

	<p>4 頁の番号 4728 番、5 頁の番号 4729 番は、金澤委員の関連する案件ですので、金澤委員は一時退席を願います。</p> <p>(金澤委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号 4728 番、4729 番について事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>4 頁の番号 4728 番ならびに 5 頁番号 4729 番についてご説明いたします。両案件は、利用権設定期間満了に伴い再設定するものです。利用権設定期間はともに 10 年、利用権を設定する土地は、地目が田で 8 筆 18,338 m²、小作料の額は 10a 当り 12 千円としております。この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員が挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、番号 4728 番、4729 番は、原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p>(金澤委員、席に戻る)</p>
議 長	<p>続きまして、番号 4728 番、4729 番以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>番号 4728 番、4729 番以外の案件についてご説明いたします。</p> <p>利用権設定の内容は、3 年以内が 3 件、3 年を超え 6 年以内が 1 件、6 年を超え 10 年以内が 10 件、10 年を超えるものが 2 件、計 16 件、借り手人数は 8 人、貸し手人数は 16 人です。利用権を設定する土地は、地目が田で 45 筆 113,726 m²、そのうち再設定が 8 件、新規設定が 8 件です。</p> <p>新規設定 8 件についてご説明いたします。</p> <p>2 頁をご覧ください。番号 4719 番、4720 番です。これまで貸し手・借り手との間で利用権設定していた「田」について、貸人の要望により、新たに地域の担い手と 10a 当 12 千円、期間 3 年の相対契約を締結するものです。</p>

	<p>次に 5 頁の番号 4730 番から 4733 番までの 4 件です。この 4 件につきまして、利用権設定していた「田」について、貸人の要望により、新たに地域の担い手と 10 a 当 12 千円、期間 10 年の相対契約を締結するものです。農地中間管理機構を活用せず、相対契約であります。</p> <p>つづいて 6 頁の番号 4734 番、4735 番をご覧ください。これまで農地利用集積円滑化団体である「えちご上越農協」を通じて、貸し手・借り手との間で利用権設定していた「田」について、令和元年 11 月 30 日で利用権設定期間が満了となることから、新たに農地中間管理機構を通じ、10 a 当 15.1 千円、期間 10 年 1 ヶ月で利用権設定するものです。農地中間管理機構から借り受ける耕作者はこれまでと同一人であります。</p> <p>これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></p>
議 長	<p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>7 頁の番号 4616 番から 4620 番、それからめくっていただいて 8 頁、番号 4629 番の 6 件です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条による貸貸借で、「合意解約の事由」は貸人の要望、「返還後の利用計画」は他者へ貸付であります。備考欄に記載した頁数と番号は関連案件であります。</p> <p>つぎに 7 頁番号 4621 番から 8 頁番号 4628 番の 8 件です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条による貸貸借で、「合意解約の事由」は労力不足、番号 4627 番は貸人の要望で、「返還後の利用計画」は他者へ貸付予定であります。現在、新たな受け手の確保を模索しており、受け手が決まり次第、上程す</p>

議 長	<p>る予定です。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><u><報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について></u></p>
議 長	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>9頁をご覧ください。番号4611番の1件です。届出農地は犀潟地内、犀潟駅南の「特別養護老人ホームしおさいの里」南側に位置する団地内で「登記簿地目 畑」を一般個人住宅とするものです。位置図は10頁をご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><u><報告第3号 農用地利用集積計画変更について></u></p>
議 長	<p>報告第3号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第3号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。</p> <p>11頁をご覧ください。番号4708番、4709番の2件で、農地利用集積円滑化団体である「えちご上越農協」を介した案件であります。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>(特に質問等がないようですので、)本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>《<u>頸城区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、今回、5頁の番号5451番及び5452番は、私が代表を務める法人に係る案件でありますので退席し、その案件を最初に審議することとし、議事参与の制限により、私は一時退席させていただきます。その間の議事進行は、金澤職務代理にお願いします。</p> <p>(大滝部会長退席し、金澤職務代理が議長席に着く。)</p>
金 沢 職 務 代 理	<p>それでは、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」5頁の整理番号5451番、5452番の大瀧委員関連の2件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
頸 城 区 駐 在 室	<p>5頁の整理番号5451番、5452番をご説明いたします。いずれの案件も、再設定で期間10年、小作料はご覧のとおりであります。以上です。</p>
金 沢 職 務 代 理	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
金 沢 職 務 代 理	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
金 沢 職 務 代 理	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p> <p>(大瀧部会長、席に戻る)</p>
議 長	<p>続きまして、整理番号5451番、5452番以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>

<p>頸城区 駐在室</p>	<p>先程同意していただいた案件を除いた分をご説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。1 の利用権設定について、内訳は、3 年以内が 4 件、3 年を超え 6 年以内が 5 件、6 年を超え 10 年以内が 10 件です。借り手 13 人、貸し手 19 人で、利用権を設定する土地は、田 55 筆 154,871 m²、畑 1 筆、684 m²、すべて再設定です。詳細については、2 頁から 5 頁に掲載いたしました。</p> <p>次に 3 の所有権移転 1 件の内訳は買い手 1 人、売り手 1 人、所有権を移転する土地は、田 1 筆 335 m²です。詳細については 5 頁 5456 番をご覧ください。10 a あたりの価格はご覧のとおりです。なお、これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p><u><報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について></u></p>	
<p>議 長</p>	<p>報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」をご報告いたします。</p> <p>7 頁をご覧ください。受理通知交付番号 5303、5304 番の 2 件です。届出農地は頸城区下三分一地内の「登記簿地目 畑 1 筆、田 1 筆」の計 2 筆です。譲受人は隣接農地で美容院を経営しておりますが、来客用の駐車場が手狭で、今回駐車場用地として取得するものです。位置図は 8 頁をご覧ください。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>(特に質問等がないようですので、)本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p> <p>報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>9頁をご覧ください。番号5435、5436番で、契約内容は農業経営基盤強化促進法第18条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由は、借人の労力不足で、「他者への貸付」です。備考欄に記載のとおり、先ほどの議案第1号での案件番号と対応しています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><<吉川区駐在室の議案>></p> <p>次は吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><議案第1号 農地法第3条許可申請について></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>吉川区駐在室</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」を説明いたします。1頁をご覧ください。番号6207番6208番の2件を説明いたします。</p> <p>6207番については、譲渡人は区外で耕作が出来ないことから、集落内で耕作している譲受人へ売却するものです。</p> <p>続いて、6208番についても譲渡人は区外で、労力不足のため耕作できないため、集落内で耕作している譲受人へ贈与するものです。</p> <p>2件の譲受人の状況については、議案書の最後にお付けした調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。</p> <p>1頁の様式で、譲渡人(貸人)と譲受人(借人)が標記されていますが、所有権の移転のほか賃貸借、使用貸借もあることから、譲渡人(貸人)と譲受人(借人)と</p>

	<p>標記しているのでご承知おきください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件を許可することに決定いたします。</p>
	<p><議案第2号 農地法第4条第1項許可申請について></p>
議 長	<p>議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」説明をいたします。</p> <p>2頁をご覧ください。番号6201番1件の説明をいたします。申請地は、赤沢地内の自己所有地の農地を「農家用住宅」として利用するものです。3頁に位置図、4頁に利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請農地は、10ha以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、事業計画は、「農家用住宅」であり、許可基準の「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件を許可することに決定いたします。</p>
	<p><議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p>

議 長	議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>5 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内訳は、期間 3 年以内が 6 件、3 年を超え 6 年以内が 10 件、6 年を超え 10 年以内が 10 件、10 年超はなしで合計 26 件、借り手 16 人、貸し手 23 人で、利用権を設定する土地は、田が 80 筆 152,240 m²、畑はなしです。再設定 23 件、新規 3 件です。</p> <p>2 の利用権移転は 2 件で借手 1 人、貸手 1 人、利用権を移転する土地は田が 9 筆 14,173 m²、3 の所有権移転は 1 件で買手 1 人、売手 1 人で、所有権を移転する土地は、田が 4 筆、10,404 m²です。詳細については、6 頁の 6353 番から 12 頁 6381 番までの 29 件を掲載いたしました。</p> <p>それでは、新規の利用権設定の説明をいたします。</p> <p>7 頁をご覧ください。番号 6360 番、6361 番は、前の耕作者が労力不足により利用権設定が満了したことにより、地域の法人に依頼する案件です。</p> <p>6365 番は、利用権設定が満了したことにより、地域の他の認定農業者に依頼する案件です。</p> <p>次に、利用権設定の移転について説明をいたします。</p> <p>11 頁をご覧ください。番号 6379 番、6380 番の 2 件ですが、旧借手が高齢で労力不足のため、同地区の認定農業者に移転するものです。</p> <p>次に、所有権移転について説明をいたします。</p> <p>12 頁をご覧ください。番号 6381 番 1 件ですが、13 頁の農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の番号 6218 番と連動していますが、土地所有者である売手の要望により近接地の担い手に売却する案件です。</p> <p>なお、これら 29 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

議 長	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p> <p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>13頁、番号6215番から6220番までの6件です。6215番、6216番、6219番、6220番の4件は、借受者が高齢で労力不足のため解約し、他者へ貸付ける予定です。現在、新たな受け手の確保を模索しており、受け手が決まり次第、上程する予定です。</p> <p>6217番は、借受人の労力不足による解約で解約後は、休耕となりますが、所有者には農地の管理を指導しております。</p> <p>6218番は、先ほど説明させていただいたとおり利用権設定での所有権移転に連動していますが、所有者の要望により解約する案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。</p>
	<p><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></p>
議 長	<p>次に報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>14頁の報告第2号「農用地利用集積計画変更について」番号6268番1件をご説明いたします。</p> <p>この案件は小作料の見直しによるものですが、当初は実耕作面積での小作料から登記簿面積による小作料への変更ということで、小作料額の変更でなく、面積関連による変更です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。</p>

議 長	<p>《三和区駐在室の議案》</p> <p>次是三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について＞</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」8602番の1件を説明いたします。申請地は三和区野字菖蒲田317番1他4筆で、申請面積は411.78㎡、隣接の雑種地と宅地を含めた全体の計画面積は、2,047.14㎡です。2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付いたしましたのでご覧ください。</p> <p>転用事業者は、東京都千代田区に本社を置く、株式会社セブンイレブンジャパンです。申請地は県道上越安塚柏崎線と市道水科線とが交差する近傍に位置しており、幹線道路沿線の交通の利便性、立地の良さから、商圈内の集客が見込めるため申請地に賃借権を設定し、コンビニエンスストアを建設するものです。申請農地は、10ha以上の広がりのある一団の農地に接しているため、農地区分は第1種農地に該当しますが、転用目的である施設は、特別な立地条件を必要とするものとして県道上越安塚柏崎線沿道の区域に立地し、自動車運転者が休憩のため利用することができる駐車場とトイレの他、店舗内にイートイン・スペースを有する計画内容であることから許可は可能となります。</p> <p>土地利用計画は、鉄骨平屋建ての店舗1棟・建築面積は221.33㎡、物置1棟8.35㎡、駐車場29台、1,817.46㎡、建蔽率は11.22%となります。工期は令和元年12月1日から令和2年2月29日までです。</p> <p>転用にあたり、整地はアスファルト舗装を計画しており、雨水は既設道路側溝に流出し、生活排水は集落排水へ接続し、処理することから、周辺農地などに影響を及ぼすおそれはなく、転用計画についても妥当なものと判断いたしました。県道からの乗り入れは、上越地域振興局との道路工事施工承認申請の協議も済み、資金面についても全額自己資金で賄うことから、転用計画の確実性は高いものと判断いたしました。許可要件である立地基準、一般基準ともに満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>

	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>三和区 駐在室</p>	<p><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>4 頁の「議案第 2 号上越市農用地利用集積計画の決定について」8720 番から 8731 番までの 12 件について説明いたします。</p> <p>利用権設定の内訳は、3 年以内が 1 件、3 年超 6 年以内が 10 件、6 年を超え 10 年以内が 1 件で、借手 5 人、貸手 9 人です。利用権を設定する土地は、田 23 筆、126,368 m²、畑 9 筆 6,413 m²で、再設定が 2 件、新規 10 件です。</p> <p>新規について説明いたします。5 頁、8720 番の借り人は三和区北代地内で収穫したぶどうを使った焼き菓子やぶどうを加工し、ブドウのソースなどを販売する喫茶店を運営しています。今年の 7 月に法人を設立し、就農に必要な技術、経営力等を習得したいとのことから、農の雇用事業に申請しており、耕作の証明となる書類として利用権設定が必要となり、今回申請があったものです。</p> <p>8721 番から 8724 番は、これまでえちご上越農協を介して契約していましたが、耕作者の要望により解約したものを、えちご上越農協を再度介し、新耕作者に貸し付けるものです。関連案件について「報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」で上程いたします。8725 番～8728 番は、これまでえちご上越農協を介して契約していましたが、契約満了を機に新耕作者に貸し付けるものです。</p> <p>8729 番は、これまでえちご上越農協を介して契約していたものを、契約満了を機に相對契約にするものです。詳細は 5 頁から 8 頁に記載のとおりです。</p> <p>次に所有権移転 5 件の内訳は、買い手 3 人、売り手 5 人で、所有権を移転する土地は、田 17 筆 55,665 m²です。5 件ともこれまで利用権設定で受け人が耕作していたものを売買するものです。8734 番、8735 番の対価額に端数が生じているのは、8734 番は、4 筆の内 2 筆は 10 アール当たり 10,000 円、残りの 2 筆が 200,000 円ずつで、8735 番は 4 筆のうち、200,000 円が 1 筆、150,000 円が 1 筆、10,000 円が 2 筆あるためです。これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p>

	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について> 次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>10頁の報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」8615番からの8618番までの4件を説明いたします。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由は、8615番と8617番は借人の要望、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。8616番と8618番は耕作者の要望、返還後の利用計画は、えちご上越農協をこれまで間に挟んでいたことから、再度貸付です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、すべての議案の審議を終わります。</p>
議 長	<p>本日の令和元年度第8回第二農地部会定例会を閉会いたします。 (午後3時18分)</p>